

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する 基準を定める条例

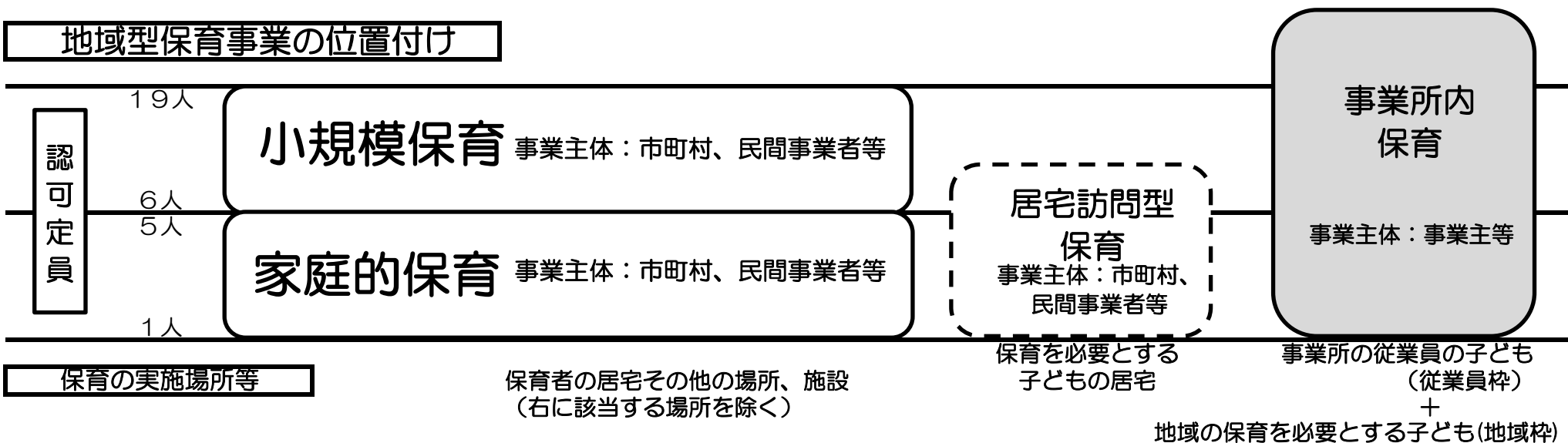
宜野湾市福祉推進部 保育課 こども企画管理係

地域型保育事業の概要

子ども・子育て支援新制度では、教育・保育施設を対象とする施設型給付・委託費に加え、以下の保育事業を市町村による認可事業（地域型保育事業）として、児童福祉法に位置付した上で、地域型保育給付の対象とし、多様な施設や事業の中から利用者が選択できる仕組みとすることになっている。

- ◆ 小規模保育事業（利用定員6人以上19人以下）
 - ・・・比較的小規模な家庭的保育事業に近い雰囲気の下、きめ細かな保育を実施
 - ※C型は、6～10人以下（経過措置あり）
- ◆ 家庭的保育事業（利用定員5人以下）
 - ・・・家庭的な雰囲気の下、少人数を対象にきめ細かな保育を実施
- ◆ 居宅訪問型保育事業
 - ・・・保護者・子どもが住み慣れた居宅において、1対1を基本とするきめ細かな保育を実施
- ◆ 事業所内保育事業
 - ・・・企業等が主として従業員の子どものほか、地域において保育を必要とする子どもにも保育を実施

地域型保育事業の位置付け



(1) 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の制定にあたって

地域型保育事業では、保育需要の増大に機動的に対応できるよう、客観的な認可基準に適合することを求め、

- ①社会福祉法人・学校法人以外の者に対しては、経済的基礎、社会的信望、社会福祉事業の知識経験に関する要件を満たすことを求める。
 - ②その上で、欠格事由に該当する場合や供給過剰による需給調整が必要な場合を除き、市町村が認可するものとする。
(保育所に関する認可制度と同様)。
(欠格事由・・・児童福祉法第34条の15)
- 地域型保育事業の認可基準は、国が定める基準を踏まえ、市町村が条例として策定する必要がある。
(児童福祉法第34条の16)

国が定める基準について

◆ 「従うべき基準」

「従うべき基準」と異なる内容は定めることは認められず、その基準に従う範囲内で、地域の実情に応じた内容を定めることは許容

職員の資格、員数

乳幼児の適切な処遇の確保、安全の確保、秘密の保持並びに児童の健全な発達に密接に関連するもの

◆ 「参酌すべき基準」

「参酌すべき基準」を十分参照したうえであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることは許容

上記以外の事項

(2) 家庭的保育事業等の共通事項

項目	条項	※	国が示す基準の内容	備考
連携施設	第6条	従	連携施設の設定が必要（経過措置あり） ※居宅訪問型保育事業は除く 【連携の内容】 ・保育内容の支援 集団保育の体験、相談・助言 ・代替保育・卒園後の受皿	
一般的要件及び 資質、職員の基準	第8条23条 29条31条 34条44条	従	職員は健全な心身、豊かな人間性と倫理観を備え、必要な知識及び技能の修得向上に努める。他の社会福祉施設をあわせて設置するときは保育に直接従事する職員以外は兼ねることは可。嘱託医及び調理員を置かなければならない。（居宅訪問型保育事業は除く）	第8条（参酌） 第23条、29条、31条 34条、44条（従う）
非常災害	第7条	参	軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、避難及び消化に対する訓練は、少なくとも毎月一回実施すること。 ※居宅訪問型保育事業においては除外項目あり	
利用者との 関わり	第11条 ～ 第13条	従	国籍、信条、社会的身分、費用負担等で差別的取り扱いをしてはならない。 心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 虐待及び懲戒に係る権限濫用の禁止。	
衛生管理	第14条	参	利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用水について、衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講じなければならない。 ※居宅訪問型保育事業においては除外項目あり	
食事	第15条 ～ 第16条	従	献立は変化に富み健全発育に必要な栄養量を含有し、身体的状況及び思考を考慮したもの。調理業務の全部委託可。搬入施設からの運搬可。 調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。 ※居宅訪問型保育事業においては除外項目あり	
健康診断	第17条	参	利用開始時の健康診断、定期健康診断の実施。職員の健康診断について、特に乳幼児の食事を調理するものは、綿密な注意を払うこと。 ※居宅訪問型保育事業においては除外項目あり	
重要事項の 関する規程	第18条	参	事業も目的及び運営方針・提供する保育の内容・職員の職種、員数および職務の内容・保育の提供を行う日・乳児、幼児の区分ごとの利用定員・利用の開始、終了に関する事・緊急時災害対策・虐待防止・その他運営に関する事	
帳簿・秘密保持 ・苦情	第19条 ～ 第21条	従・参	職員、財産、収支、及び乳幼児の処遇の状況を下記らかにする帳簿を整備 正当な理由なく、知りえた秘密を漏らしてはいけない。 苦情に対し、迅速かつ適切に対応する為に必要な措置を講じると共に、市町村からの指導に必要な改善を行わなければならない。	第19条（参酌） 第20条（従う） 第21条（参酌）

【家庭的保育事業】

項目	条項	※	国が示す基準の内容	備考
保育従事者	第23条 第2項	従	家庭的保育者 ※市町村が行う研修を修了した保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者 家庭的保育補助者 ※市町村長が行う研修を修了した者	
職員数	第23条 第3項	従	乳幼児3人につき1人 (家庭的保育補助者を置く場合には、5人につき2人)	
利用定員	児童福祉法 第6条の3 第9項	従	5人以下	
設備・面積	保育室等 第22条 第1号 ～ 第2号	参	保育を行う専用の部屋 ※部屋の面積自体は9.9㎡以上必要 (3人を超えて保育を行う場合は、乳幼児1人につき3.3㎡を加えた面積であること) 便所を備える	
	屋外 遊技場 第22条 第5～6号		同一敷地内に幼児の屋外における遊戯等に適した広さの庭 (付近の代替地可) ※満2歳以上の幼児1人につき、3.3㎡	
給食	方法 第15条 第1項	従	自園調理 ※調理業務の全部委託可。連携施設等からの搬入可。	
	設備 第22条 第4号		調理設備	
	職員 第23条 第1項		調理員 ※調理業務の全部を委託する場合、連携施設等から搬入する場合は不要。	
耐火基準等	第22条 第7号	参	火災報知器・消火器の設置 消化訓練・避難訓練の定期実施	
保育時間	第24条	参	1日8時間を原則とし、保護者の労働時間、家庭の状況などを考慮する。	
保育の内容 保護者との連絡	第25条 ～ 第26条	従	保育所保育方針に準ずる。乳幼児の心身の状況に応じた保育の提供しなければならない。 保育の内容等につき、その保護者と密接な連絡を取り、理解及び協力を得る。	第25条 (従う) 第26条 (参酌)

【小規模保育事業】 ①小規模保育事業A型

項目		条項	※	国が示す基準の内容	備考
保育従事者		第29条 第3項	従	保育士 ※保健師又は看護師を1人に限って保育士としてカウント可。	
職員数		第29条 第2項	従	乳児 おおむね3人につき1人 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人 ※上記により算定した職員数に1人追加配置する。 ※特例地域型保育給付の対象：満3歳以上満4歳に満たない児童-おおむね20人につき1人 満4歳以上の児童-おおむね30人につき1人の職員数とする。	
利用定員		児童福祉法 第6条の3 第10項	従	6人以上19人以下	
設備 ・ 面積	保育室等	第28条	参	満2歳未満 乳児室又はほふく室 1人につき3.3㎡以上 満2歳以上 保育室又は遊戯室 1人につき1.98㎡以上 保育に必要な用具、便所を備える。	
	屋外 遊技場			屋外遊技場（付近の代替地可） ※満2歳以上の幼児1人につき、3.3㎡以上	
給食	方法	第15条 ～ 第16条	従	自園調理 ※調理業務の全部委託可。連携施設等からの搬入可。	
	設備	第16条 第28条 第1項第4		調理設備	
	職員	第23条		調理員 ※調理業務の全部を委託する場合、連携施設等から搬入する場合は不要。	
耐火基準等		第7条 第28条 第7号 ハ、ト	参	※保育室等を2階以上に設ける場合は、耐火又は準耐火建築物であること。 （注）追加的事項 ①消火器等の消火器具 ②非常警報器具 ③保育室等を2階以上に設置する場合、手すり等の乳幼児の転落事故防止設備 など	
保育時間		第30号	参	1日8時間を原則とし、保護者の労働時間、家庭の状況などを考慮する。	
保育の内容 保護者との連絡		第30号	従 参	保育所保育方針に準ずる。乳幼児の心身の状況に応じた保育の提供しなければならない。 保育の内容等につき、その保護者と密接な連絡を取り、理解及び協力を得る。	

【小規模保育事業】 ②小規模保育事業所B型

項目		条項	※	国が示す基準の内容	備考	
保育従事者		第30条 第2項 第31条 第3項	従	保育士 保育従事者（市町村長が行う研修を修了した者） ※保育士割合は1/2以上 ※保健師又は看護師を1人に限って保育士としてカウント可。		
職員数		第31条 第2項	従	乳児 おおむね3人につき1人 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人 ※上記により算定した職員数に1人追加配置する。 ※特例地域型保育給付の対象：満3歳以上満4歳に満たない児童-おおむね20人につき1人 満4歳以上の児童-おおむね30人につき1人の職員数とする。		
利用定員		児童福祉法 第6条の3 第10項	従	6人以上19人以下		
設備 ・ 面積	保育室等	第28条	参	満2歳未満 乳児室又はほふく室 1人につき3.3㎡以上 満2歳以上 保育室又は遊戯室 1人につき1.98㎡以上 保育に必要な用具、便所を備える。		
	屋外 遊技場	第32条		屋外遊技場（付近の代替地可） ※満2歳以上の幼児1人につき、3.3㎡以上		
給食	方法	第31条 第1項	従	自園調理 ※調理業務の全部委託可。連携施設等からの搬入可。		
	設備			調理設備		
	職員			調理員 ※調理業務の全部を委託する場合、連携施設等から搬入する場合は不要。		
耐火基準等		第32条	参	※保育室等を2階以上に設ける場合は、耐火又は準耐火建築物であること。 （注）追加的事項 ①消火器等の消火器具 ②非常警報器具 ③保育室等を2階以上に設置する場合、手すり等の乳幼児の転落事故防止設備 など		
保育時間				参	1日8時間を原則とし、保護者の労働時間、家庭の状況などを考慮する。	
保育の内容				従	保育所保育方針に準ずる。乳幼児の心身の状況に応じた保育の提供しなければならない。	
保護者との連絡			参	保育の内容等につき、その保護者と密接な連絡を取り、理解及び協力を得る。		

【小規模保育事業】 ③小規模保育事業所C型

項目		条項	※	国が示す基準の内容	備考	
保育従事者		第34条	従	家庭的保育者 ※市町村長が行う研修を修了した保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者 家庭的保育補助者 ※市町村長が行う研修を修了した者		
職員数		第34条 第2項	従	乳幼児3人につき1人 (家庭的保育補助者を置く場合には、5人につき2人)		
利用定員		第35条	従	6人以上10人以下(5年まで経過措置あり)		
設備・面積	保育室等	第33条	参	満2歳未満 乳児室又はほふく室 1人につき3.3㎡以上 満2歳以上 保育室又は遊戯室 1人につき3.3㎡以上 保育に必要な用具、便所を備える。		
	屋外遊技場			屋外遊技場(付近の代替地可) ※満2歳以上の幼児1人につき、3.3㎡以上		
給食	方法	第34条 第1項	従	自園調理 ※調理業務の全部委託可。連携施設等からの搬入可。		
	設備			調理設備		
	職員			調理員 ※調理業務の全部を委託する場合、連携施設等から搬入する場合は不要。		
耐火基準等		第36条	参	※保育室等を2階以上に設ける場合は、耐火又は準耐火建築物であること。 (注) 追加的事項 ①消火器等の消火器具 ②非常警報器具 ③保育室等を2階以上に設置する場合、手すり等の乳幼児の転落事故防止設備 など		
保育時間				参		1日8時間を原則とし、保護者の労働時間、家庭の状況などを考慮する。
保育の内容				従		保育所保育方針に準ずる。乳幼児の心身の状況に応じた保育の提供しなければならない。
保護者との連絡				参		保育の内容等につき、その保護者と密接な連絡を取り、理解及び協力を得る。

【居宅訪問型保育事業】

項目	条項	※	国が示す基準の内容	備考
事業の内容	第40条	従	障がい、疾病等の程度を勘案して集団保育が著しく困難であると認められる乳幼児に対する保育など	
保育従事者	第39条	従	家庭的保育者 ※必要な研修を修了し、保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村が認めるもの	
職員数	第39条	従	乳幼児1人につき1人	
居宅訪問型保育 連携施設	第40条	従	障がい、疾病等の程度を勘案して集団保育が著しく困難であると認められる乳幼児については、障がい、疾病等の状態に応じ、適切な専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障がい児入所施設、その他の市町村の指定する施設を適切に確保しなければならない。	
保育時間	第41条	参	1日8時間を原則とし、保護者の労働時間、家庭の状況などを考慮する。	
保育の内容 保護者との連絡		従 参	保育所保育指針に準ずる。乳幼児の心身の状況に応じた保育の提供しなければならない。 保育の内容につき、その保護者と密接な連携を取り、理解及び協力を得る。	

【事業所内保育事業】

①保育所型事業所内保育事業（利用定員20人以上）

項目		条項	※	国が示す基準の内容	備考
保育従事者		第44条	従	保育士 ※保健師又は看護師を1人に限って保育士としてカウント可。	
職員数			従	乳児 おおむね3人につき1人 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人 ※特例地域型保育給付の対象：満3歳以上満4歳に満たない児童-おおむね20人につき1人 満4歳以上の児童-おおむね30人につき1人の職員数とする。 ※職員数が2人を下回ってはいけない。	
設備・面積	保育室等	第43条	参	満2歳未満 乳児室は1人につき1.65㎡以上、ほふく室は3.3㎡以上 満2歳以上 保育室又は遊戯室 1人につき1.98㎡以上 保育に必要な用具、便所を備える。	
	屋外遊技場	第43条第6項		屋外遊技場（付近の代替地可） ※満2歳以上の幼児1人につき、3.3㎡以上	
給食	方法	第16条 第44条	従	自園調理 ※調理業務の全部委託可。連携施設等からの搬入可。	
	設備	第43条第1項		調理室 ※保育所型事業所内保育事業所を設置及び管理する事業が事業場に付属して設置する炊事場を含む	
	職員	第44条		調理員 ※調理業務の全部を委託する場合、連携施設等から搬入する場合は不要。	
耐火基準等		第43条	参	※保育室等を2階以上に設ける場合は、耐火又は準耐火建築物であること。 （注）追加的事項 ①消火器等の消火器具 ②非常警報器具 ③保育室等を2階以上に設置する場合、手すり等の乳幼児の転落事故防止設備	
連携施設に関する特例		第45条	従	連携施設を確保しないことができる。	

②小規模型事業所内保育事業（利用定員19人以下）

項目		条項	※	国が示す基準の内容	備考	
保育従事者		第47条 第3項	従	保育士 保育従事者（市町村長が行う研修を修了した者） ※保育士割合は1/2以上。 ※保健師又は看護師を1人に限って保育士としてカウント可。		
職員数		第47条 第2項	従	乳児 おおむね3人につき1人 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人 ※上記により算定した職員数に1人追加配置する。 ※特例地域型保育給付の対象：満3歳以上満4歳に満たない児童-おおむね20人につき1人 満4歳以上の児童-おおむね30人につき1人の職員数とする。		
設備 ・ 面積	保育室等	第48条	参	満2歳未満 乳児室又はほふく室 1人につき3.3㎡以上 満2歳以上 保育室又は遊戯室 1人につき1.98㎡以上 保育に必要な用具、便所を備える。		
	屋外 遊技場			屋外遊技場（付近の代替地可） ※満2歳以上の幼児1人につき、3.3㎡以上		
給食	方法	第16条 第47条 第1項	従	自園調理 ※調理業務の全部委託可。連携施設等からの搬入可。		
	設備			調理設備		
	職員			調理員 ※調理業務の全部を委託する場合、連携施設等から搬入する場合は不要。		
耐火基準等		第48条	参	※保育室等を2階以上に設ける場合は、耐火又は準耐火建築物であること。 （注）追加的事項 ①消化器等の消化器具 ②非常警報器具 ③保育室等を2階以上に設置する場合、手すり等の乳幼児の転落事故防止設備 など		
保育時間				参		1日8時間を原則とし、保護者の労働時間、家庭の状況などを考慮する。
保育の内容				従		保育所保育方針に準ずる。乳幼児の心身の状況に応じた保育の提供しなければならない。
保護者との連絡				参		保育の内容等につき、その保護者と密接な連絡を取り、理解及び協力を得る。

(3) 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の制定に係る宜野湾市の基本的な考え

本市の実情に、国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はないことから、基本的に国の基準を宜野湾市の基準とするものとする。
(基準のうち、下記事項に関して変更する。)

子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成24年法律第67号）の施行の日とする。

※基準は条例で定めることを基本としていますが、機動的な対応が必要な内容又は専門性のある技術的な内容に係る項目については、規則などに委任されることがあります。